



保健師 国家試験受験資格

看護学部 看護学科

保健師国家試験受験資格

I. 保健師とは

1. 保健師とは：保健師は、保健師助産師看護師法（公布：昭和 23 年 7 月 30 日法律第 203 号）において「厚生労働大臣の許可を受けて、保健師の名称を用いて、保健指導に従事することを業とする者」と定義され、医療及び公衆衛生の普及向上を図る保健医療専門職の国家資格である。

「保健師になろうとする者は、保健師国家試験及び看護師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許をうけなければならない」と規定されており、「保健師」になるためには、看護師国家試験と保健師国家試験に合格しなければならない。

2. 保健師の活動の場：保健師は、行政・学校・産業の領域での活動の場がある。行政領域においては、市町村（保健センターなど）や都道府県（保健所など）の行政機関に所属して、健康教育や家庭訪問などの公衆衛生看護活動、地域の健康課題の解決や施策化など地域保健の中心的な役割を果たす（行政保健師）。産業保健領域においては、企業で働く労働者の健康管理・増進とその職場の生産性の向上を両立するための労働安全衛生活動を行う（産業保健師）。学校保健領域においては、児童生徒の身体的不調の背景にいじめなどの心の健康問題やサインにいち早く気付くことのできる立場にあり、専門職能としてすべての児童・生徒の保健及び環境衛生の実態を的確に把握し、疾病や情緒障害、体力、栄養に関する問題等を抱える児童生徒の指導に当たり、一般教員の行う日常的教育活動にも積極的に協力する役割を果たす（養護教諭 2 種）。

II. 保健師をめざすには

保健師国家試験を受験する資格を得るためには、下記に示す単位を修得しなければならない。また、保健師課程の登録に伴い、課程費の納入が必要となる。詳細はオリエンテーションにて説明する。

1. 看護師国家試験受験資格を得るために必要な 126 単位を修得する。保健師国家試験受験資格に必要な科目のうち、専門基礎科目群Ⅰの 6 科目 9 単位（「保健医療福祉行政論」、「関係法規」、「保健医療統計学」、「地域母子保健 A」、「学校保健」、「家族発達支援論」）、専門基礎科目群Ⅱの 1 科目 2 単位（「疫学」）、専門科目群Ⅰ（基礎看護学）の 1 科目 1 単位（「看護管理」）、専門科目群Ⅲ（広域看護学）の 5 科目 7 単位（「公衆衛生看護学概論」、「感染看護」、「災害看護」、「地域・在宅看護実習」、「地域包括ケア実習」）、総計 13 科目 19 単位は、この 126 単位内で修得する。
2. さらに保健師国家試験受験資格に必要な科目として、以下の自由科目群Ⅵの 7 科目 13 単位を修得する。
「健康支援と健康教育」、「地域診断と地域活動」、「公衆衛生看護活動論」、「公衆衛生看護活動論演習 A」、「公衆衛生看護活動論演習 B」、「健康政策論」、「公衆衛生看護学実習」

III. 保健師国家試験に合格したら

保健師国家試験に合格した者は、申請により下記の資格を得ることができる。

1. 養護教諭 2 種免許：保健師を登録した者で、文部科学省令で定める科目（本学での該当科目は「Oral FluencyⅠ」、「デジタルアプリ A」、「日本国憲法」、「生涯スポーツ概論」、「スポーツ科学 A」または「スポーツ科学 B」の 5 科目 9 単位）を修得している者は、都道府県教育委員会へ申請することにより資格を得る。
2. 第 1 種衛生管理者：都道府県労働局への申請により資格を得る。